資料№14	厚生消防常任委員会所管事務報告資料 令和８年10月６日【子ども未来部子ども政策課】

学童クラブ保護者負担金について（案）

１．学童クラブ保護者負担金について

学童クラブは平成２７年度から保護者負担金制度を導入し、現在は、月額 4,500 円、土曜利用 １回 380 円で実施しています。社会・経済状況の変化や近隣市町村の動向等を勘案し、３年ごとの負担金額見直しを基本としていることから、本年度においては、令和９年度から令和 11 年度までの３年間の負担金について検討を行いました。

２　学童クラブ保護者負担金の試算について

学童クラブの負担割合について、国の方針では保護者 3/6、国 1/6、道 1/6、市 1/6 となっていますが、恵庭市の方針では保護者負担の一部を市が負担することとし、保護者 2/6、国 1/6、道 1/6、市 2/6 としているところです。

この割合で試算をした結果は、次のとおりとなりました。

（1）月額負担金

令和７年度試算　：　8,200 円/月（決算ベース）

令和８年度試算　：　9,000 円/月（決算見込みベース）

（2）土曜利用（1 回当たり）

令和７年度試算　：　640 円/回（決算ベース）

令和８年度試算　：　710 円/回（決算見込みベース）

３　近隣の令和８年度の状況について

近隣の状況は、次のとおりとなっています。

	恵庭市	江別市	千歳市	石狩市	北広島市
負担金額	4,500 円/月	3,000 円/月	０円～ 8,150 円/月 （１０階層）	3,500 円/月	4,500 円/月
土曜利用	380 円/回	月額負担金 に含む	月額負担金 に含む	月額負担金 に含む	月額負担金 に含む
おやつ代	保護者会費対応 2,000 円/月程度	直営はなし 公設民営は受託事業者が別途徴収 （2,500 円/月）	月額負担金 に含む	おやつ支給の場合は、別途徴収 (委託先の判断による)	月額負担金 に含む

４　今後の方向性について

試算の結果、本来保護者が負担すべき額は、現行の負担金額より多く徴収する必要があるという結果となりましたが、子育て基金の活用や、昨今の物価上昇における家庭の経済負担の増加及び近隣の状況を勘案し、今後の方向性については、次のとおりとします。

（１）令和９年度～令和 11 年度の学童クラブ保護者負担金については、現行の金額を据置きとします。

（２）次回の学童クラブ保護者負担金の見直しは、３年後の令和 11 年度とします。